

A10 病医院などを退職して被保険者の資格を失ったときは、一定の条件のもとに個人の希望により被保険者として継続できます。これにより加入した被保険者を任意継続被保険者といいます。

[解説]

任意継続被保険者となるためには、次の要件を満たさなければなりません。

- ①被保険者でなくなった日までに、継続して2か月以上の被保険者期間があること。
- ②被保険者でなくなった日から20日以内に被保険者になるための届出（ただし、20日以内に届出ができなくても、保険者が届出遅延に対し正当な理由（天変地変、交通・通信関係のスト等）があったと認めればよい）をすることが必要です。
- ③任意継続被保険者となれる期間は、2年間です。

任意継続被保険者となることができる期間は2年間ですが、次に該当した場合にはカッコ内の日から任意継続被保険者の資格を失います。なお、任意継続被保険者となった場合には、以下の事由に該当しないときは任意継続被保険者の資格を失うことはできません。

- ①死亡したとき（翌日）
- ②保険料納付期日までに保険料を納付しないとき（翌日）
- ③強制又は任意適用事業所の被保険者となったとき（その日）
- ④船員保険の被保険者となったとき（その日）
- ⑤後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき（その日）

(参考)

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額
（平成24年4月分～）

(大阪府)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額		健康保険料			
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
等級	月額			3月まで	4月から	3月まで	4月から
		円以上	円未満	9.56%	10.06%	11.07%	11.61%
1	58,000	～	63,000	5,544円	5,834円	6,420円	6,733円
2	68,000	63,000	73,000	6,500円	6,840円	7,527円	7,894円
3	78,000	73,000	83,000	7,456円	7,846円	8,634円	9,055円
4	88,000	83,000	93,000	8,412円	8,852円	9,741円	10,216円
5	98,000	93,000	101,000	9,368円	9,858円	10,848円	11,377円
6	104,000	101,000	107,000	9,942円	10,462円	11,512円	12,074円
7	110,000	107,000	114,000	10,516円	11,066円	12,177円	12,771円
8	118,000	114,000	122,000	11,280円	11,870円	13,062円	13,699円
9	126,000	122,000	130,000	12,045円	12,675円	13,948円	14,628円
10	134,000	130,000	138,000	12,810円	13,480円	14,833円	15,557円
11	142,000	138,000	146,000	13,575円	14,285円	15,719円	16,486円
12	150,000	146,000	155,000	14,340円	15,090円	16,605円	17,415円
13	160,000	155,000	165,000	15,296円	16,096円	17,712円	18,576円
14	170,000	165,000	175,000	16,252円	17,102円	18,819円	19,737円
15	180,000	175,000	185,000	17,208円	18,108円	19,926円	20,898円
16	190,000	185,000	195,000	18,164円	19,114円	21,033円	22,059円
17	200,000	195,000	210,000	19,120円	20,120円	22,140円	23,220円
18	220,000	210,000	230,000	21,032円	22,132円	24,354円	25,542円
19	240,000	230,000	250,000	22,944円	24,144円	26,568円	27,864円
20	260,000	250,000	270,000	24,856円	26,156円	28,782円	30,186円
21	280,000	270,000	～	26,768円	28,168円	30,996円	32,508円

※平成24年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

※介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.06%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。

※健康保険料率のうち、6.05%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、

4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

《保険料の納付方法について》

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

◇ 口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

◇ 前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分